

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、派遣元事業主(当社)は派遣先からの派遣料金に占める費用と派遣労働者に支払う賃金の差額割合を公開することが義務付けられました。(労働者派遣法施行規則第 18 条の 2 第 1 項)

差額割合 (マージン率) は下記計算式にて算出となります。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の平均賃金}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	41 人 (2020 年度実績)
派遣先の数	8 社 (2020 年度実績)
マージン率	32.1%
派遣料金の平均額	17,600 (1 日 8 時間当たり換算)
派遣労働者の平均賃金	11,962 (1 日 8 時間当たり換算)
キャリアコンサルティングの相談窓口	本社 027-388-8366
教育訓練に関する事項	諸規則説明、安全衛生教育
労働派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期限	2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者